

報告第12号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容		
発生日時・場所		平成30年5月17日 午後0時50分頃 飛騨市神岡町吉ヶ原地内		
事故の概要		職員が公用車を運転中、ガードレールに衝突し同乗者を負傷させた。		
相手方		[REDACTED]		
1	事故の種類	人身	物 損	
	相手方損害額	97,288円	—	
	市の過失割合	100%	—	
	損害賠償金	97,288円	—	
	内 訳	保険金	97,288円	—
		一般財源	0円	—
	専決年月日	平成30年10月22日 専決第10号		

項 目		内 容	
発生日時・場所		平成30年5月17日 午後0時50分頃 飛騨市神岡町吉ヶ原地内	
事故の概要		職員が公用車を運転中、ガードレールに衝突し同乗者を負傷させた。	
相手方		[REDACTED]	
事故の種類		人身	物 損
相手方損害額		263,470円	—
市の過失割合		100%	—
損害賠償金		263,470円	—
内 訳	保険金	263,470円	—
	一般財源	0円	—
専決年月日		平成30年10月22日 専決第11号	